

## はじめに

労働安全衛生法は、事業者に対し歯科医師による歯科特殊健康診断の実施を義務づけています。歯科特殊健康診断の対象は、口腔領域に有害症状を現す化学物質のガス、蒸気、粉じんを発散する場所における業務に従事する人たちです。歯科医師は、それら有害業務に従事する人たちに対して健康診断を行い、健康管理を行い、そこで働く人たちの健康確保を目指します。

歯科特殊健康診断は、労働衛生管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）という独特の考え方に基づいて行われます。学校保健、あるいは成人歯科保健に作業環境管理、作業管理はありません。つまり、学校健診、成人健診の考え方で歯科特殊健康診断を行うことは出来ません。

学校健診、成人健診などに慣れた歯科医師にとって、労働衛生管理はわかりにくい領域ですが、このマニュアルは、そのようにわかりにくい領域をわかりやすく解説しています。このマニュアルには多くの実務経験に基づく多くの情報があふれています。教科書とは違って、きれい事ではなく歯科医師が現場で活動する際に役立つ実践情報が書いてあります。このマニュアルから、労働衛生管理の雰囲気を感じ、考え方を理解し、そして手法を身につけてください。

紀伊半島の中央に位置する奈良県は、豊かな自然環境、多くの歴史遺産に恵まれ、そして産業活動も活発です。産業は電子部品、業務用機械、食料品などと幅広く、さらに光電子変換素子など出荷額全国第1位の製品は数多く、現代日本においても、奈良県は日本の産業をリードする先進県です。歯科界においても、いち早く労働衛生管理思想を取り入れた先進県として全国に知られています。常に時代を先取りし、牽引してきた先進県として、奈良の歯科医師たちが日本の歯科界に労働衛生管理の範を示すとともに、県内労働者の健康確保にさらに大きく貢献する存在となることを期待します。

監修 奈良県歯科医師会成人歯科保健委員会  
委員氏名

執筆 労働衛生コンサルタント 矢崎 武